

鳥取県告示第 771 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第 12 項において準用する同法第 34 条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間
浦富銃猟禁止区域	岩美郡岩美町大字浦富地内の国道 178 号と町道前田線との交点を起点とし、同所から町道前田線を東方に進み、町道浦富 4 号線に至り、同町道を南東に進み、県道網代港岩美停車場線に至り、同県道を南方に進み、町道宮谷坊谷線に至り、同町道を西方に進み、岩美町立岩美中学校敷地の境界に至り、同中学校敷地の境界に沿って、南方、西方、北方及び西方に進み、岩美町大字浦富字宮ノ谷 2948 番地の山林内の山道に至り、同山道を西方、北西、西方、南西、北西、南西及び北西に進み、岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥 3018 番地の山林内の道竹城跡山頂に至り、同所から岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥 3018 番地の境界に沿って北西に進み、岩美町大字浦富甥子谷 3022 番地の境界に至り、同境界に沿って西方に進み、岩美町大字浦富甥子谷 3023 番地の境界に至り、同境界に沿って南西に進み、岩美町大字浦富甥子谷 3022 番地の境界に至り、同境界に沿って、南西、北西、北東、東方、南東及び北東に進み、町道宮谷坊谷線に至り、同町道を北方に進み、国道 178 号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
本庄銃猟禁止区域	岩美郡岩美町大字岩本地内の県道網代港線の岩本橋東詰を起点とし、同所から町道岩本 7 号線を南東に進み、町道岩本本庄線に至り、同町道を南東に進み、蒲生川右岸の堤防に至り、同堤防を南東に進み、国道 9 号に至り、同国道を西方に進み、町道本庄岩本線に至り、同町道を北西、北東及び北西に進み、県道網代港線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
糞塚銃猟禁止区域	東伯郡北栄町妻波地内の町道妻波青木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み、町道妻波青木線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
日野川銃猟禁止区域	日野川河川敷のうち国道 9 号米子道路から 1.3 キロメートル上流の同川左岸に位置する大川樋門東側の樹脂製標柱と対岸（右岸）の堤防上の木製標柱（十日市側の農道（通称下道）の終点から西側）を結ぶ線から河口に至るまでの日野川河川区域及び法勝寺川堰から下流の法勝川の両岸堤防裏側法肩の間の河川区域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで